

株式会社大建 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に 基づく一般事業主行動計画

当社は社員一人ひとりがその能力を最大限発揮し、ワークライフバランスを図りながら、生き生きと働き続けることができる雇用環境の整備を行うため次の行動計画を策定する。本計画は、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律」に女性社員がその能力を発揮し活躍する環境と、また社員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境整備を行うための行動計画である。

◆女性活躍推進に関する行動計画

1. 計画期間 令和7年12月1日～令和9年11月30日までの2年間
2. 取組内容

目標:女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する目標
管理職に占める女性労働者の割合を10%以上(産業平均値)にします。

<実施時期・取組内容>

- 令和8年4月～ 管理職候補者への社員研修を実施
- 令和8年4月～ 労働者のうち女性労働者1名以上を管理職に任命

◆次世代育成支援対策に関する行動計画

1. 計画期間 令和7年11月1日～令和9年11月30日までの2年1ヶ月間
2. 取組内容

目標(1):職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する目標
労働者1人当たりの時間外・休日労働の昨年度年間平均時間の3%削減を目指す。
※前年度:令和6年10月～令和7年9月実績

<実施時期・取組内容>

- 令和8年4月～ 経営管理室は毎月の社員の時間外・休日労働状況を各リーダーへデータを提供。
- 令和8年4月～ 毎月30時間を超えた場合にシステム的にアラームを送り、時間管理意識の醸成を行う
- 令和8年5月～ 各リーダーは改善を要する社員には個別面談し改善に向けた具体的対応策を策定し改善を促す。

目標(2):職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する目標

育児目的休暇を導入し、目標期間内での取得対象となる労働者の50%以上が1回以上の利用、うち男性対象者の50%以上が1回以上の利用を達成する。

1. 制度内容
 - ①対象者：中学3年生までの子供を養育する労働者
 - ②目的：通院、看護、入園（学）・卒園（業）式、学校行事等への参加等
 - ③休暇内容：年2日付与（特別休暇）、有給、繰越無し
 - ④単位：1日/半日/時間単位
2. 数値目標

期間内取得率目標50%以上（1回以上利用）、うち男性対象者取得率50%以上1回以上利用）
3. 行動計画
 - 令和8年4月 制度を就業規則明記。管理職へ制度内容説明し、全社員へ周知
 - 令和8年5月 対象者の取得予定表を策定
 - 令和8年9月～ 経営管理室は半期に1回取得状況を公表する
 - 令和8年9月～ 経営管理室は効果を確認するため、半期に1回管理者とのヒアリングを実施。改善要望があれば対策を講じるなど目標達成のためのPDCAを実施していく。